

広島県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の所在地		介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
	名 称	所在地			
株式会社海来 コーポレーシ ョン	尾道市因島洲 江町二一四〇 番地一	デイサービス みらい	尾道市因島洲 江町一八〇九 番地九	介護予防通 所介護	平成二五年 七月一日
	東広島市八本 松西一丁目一 番一號	デイサービス ポパイ	東広島市八本 松西一丁目一 番一號	介護予防通 所介護	平成二五年 七月一日
	広島市中区大 手町三丁目一 三番一八号	さくらデイサ ービス阿品台	廿日市市阿品 台二丁目二番 二〇号	介護予防通 所介護	平成二五年 七月一日
	合同会社ヘル パーステーシ ョンさこだ	ヘルパーステ ーションさこ だ	江田島市沖美 町三吉九一九 番地一	介護予防訪 問介護	平成二五年 七月一日